

令和4年10月

金山町議会臨時会会議録

金山町議会

招集年月日	令和4年10月25日
招集場所	役場議場
開　　会	午前10時

令和4年10月25日（火曜日）

令和4年10月金山町議会臨時会 会議録
（第1日目）

令和4年10月金山町議会臨時会 会議録

令和4年10月25日
午前10時 開会

1. 応招議員

1番	栗田保則議員	2番	中村忠行議員
3番	大場洋介議員	4番	沼澤道也議員
5番	柴田清正議員	6番	須藤典夫議員
7番	寒河江宏一議員	8番	星川智子議員
9番	早坂憲明議員	10番	矢口政一議員

2. 不応招議員 なし

3. 出席議員 応招議員に同じ

4. 欠席議員 なし

5. 会議録署名議員 5番 柴田 清正 議員 7番 寒河江 宏一 議員

6. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町長	佐藤英司	副町長	不在
教育長	須藤信一	総務課長	丹敏雅
教学課長	松澤和仁	会計管理者 (兼出納室長)	古澤幸
健康福祉課長	正野学	健康推進主幹	三浦慶美
産業課長 (併農業委員会事務局長)	川崎勉	診療所事務長	三上裕一
環境整備課長	佐藤英樹	総合政策課長補佐	高橋章
町民税務課長	柴田直樹	総務主幹	柴田知房

7. 議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局事務統括 宮林聡志

8. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 町長提出議案の一括上程

日程第4 提案理由の説明

日程第5 提出議案の説明

日程第6 議案審議

日程第7 閉会

議長

皆さん、おはようございます。

総合政策課長から欠席届が提出されております。

本日の出席議員数は、10名です。

定足数に達していますので、ただいまから、令和4年10月金山町議会臨時会を開会します。それでは、議事日程をお開き願います。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、5番の柴田清正議員と7番の寒河江宏一議員を指名します。

日程第2 会期の決定

議長

日程第2 会期の決定を議題とします。

本臨時会の会期については、先に、議会運営委員会を開催し、協議していますので、その結果について、柴田清正委員長より報告を求めます。

柴田委員長。

柴田清正議員

5番柴田でございます。

それでは私から、先ほど、特別会議室におきまして、議会運営委員会を開催し、本日の会期等について協議を行いましたので、ご報告いたします。

本日、開会の令和4年10月の金山町議会臨時会の会期は、本日1日とすることにいたしましたのでご報告いたします。以上です。

議長

お諮りします。

本臨時会の会期は、ただいま柴田委員長の報告のとおり、本日1日と決定することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日とすることに決定しました。

日程第3 町長提出議案の一括上程

議長

日程第3町長提出議案の一括上程を行います。

議第79号 令和4年度金山町一般会計補正予算第6号

議第80号 設置型デジタル式汎用X線透視診断装置の取得について

以上2件を上程いたします。

日程第4 提案理由の説明

議長

日程第4 提案理由の説明を求めます。

町長。

町長

おはようございます。本日は何かとご多忙の中、金山町議会10月臨時会にご出席を賜わり、厚く御礼を申し上げます。

提案いたします議案は、議事日程でございますように、議第79号から議第80号までの2件であります。

その内容は、 令和4年度補正予算 1件、その他（契約の承認）1件でございます。

はじめに、議第79号 令和4年度金山町一般会計補正予算（第6号）でございますが、歳入歳出にそれぞれ1億飛び244万7千円を追加し、総額を48億4千844万7千円とするものでございます。

その内容であります。今般、国では、エネルギー・食料品価格等の物価高騰により、影響を受けている生活者や事業者に対し、地域の実情に応じてきめ細やかに支援し、より重点的・効果的に活用される仕組みへと見直しを図りつつ、対策を一層強化するため、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援に関わる地方交付金（地方創生臨時交付金）及び住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を創設いたしました。

地方交付金（地方創生臨時交付金）につきましては、9月21日付けで山形県みらい企画創造部市町村課より市町村の限度額通知がなされ、当町の限度額は3千170万7千円となり、一世帯当たり5万円を給付する住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金と合わせまして、その予算措置を行う必要が生じたことから、この度、議会臨時会の開催についてお願いを申し上げたところであります。

まずは、この度の地方創生臨時交付金を財源とした新型コロナ対策事業につきましては、8月に実施いたしました「地域経済応援商品券配布事業」を名称変更し「生活応援商品券配布事業」といたしまして、12月上旬に町民一人当たり1万円の商品券を配布する経費5千3百飛び4万5千円を盛り込んだところであります。

さらに、町内事業所及び個人事業主においては、燃料費等の高騰により負担増加が避けられない状況下であり、事業継続や経営安定化に向けた対応に苦慮しておりますので、燃料費高騰対策等事業継続支援金の交付に伴う経費2千飛び20万円を新規に盛り込んだところであります。

また、総合交流促進施設（ホテルシェーネスハイム金山）における宿泊キャンペーンにつきましては、5月臨時会及び9月議会においてご可決いただき、一人一泊、5千円の支援

を実施しており、これまで大変好評でありましたので閑散期となる今後の対応分として更に700人分、350万円を増額しております。

一方、住民税非課税世帯などに対する一世帯当たり5万円を給付する経費2千290万円を盛り込み、11月下旬からの給付を予定しているところであります。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種事業につきましては、新規感染者は減少傾向にあるものの、依然として高い水準にあることから、当面は基本となる感染予防対策を講じることが求められており、国が勧奨しているオミクロン株に対応したワクチン接種について、年内に5回目の集団接種完了を目指し、予算組替を含め80万円の増額をさせていただいたところでございます。

なお、財源につきましては、国庫支出金5千540万7千円、県支出金（灯油購入費助成事業費補助金）75万円の増額に加え、地方交付税4千629万円を増額して調整させていただきました。

次に、議第80号 設置型デジタル式汎用X線透視診断装置の取得について でございますが、平成24年2月に更新いたしました現在の汎用X線透視診断装置が10年を経過し経年劣化もみられるなか、メーカーによる部品保証期間からも外れることから後継機への更新を行うこととし、購入費用を令和4年度当初予算に措置したところであります。

購入の事務を進め、9月30日に入札を執行した結果、取得予定価格を消費税込2千178万円、取得先を 東北医療機器株式会社 代表取締役 伊藤 宗徳（むねのり） とする契約の承認を求めるものでございます。以上、提案理由を申し上げましたが、詳細につきましては、担当課長から説明申し上げますので、ご審議のうえ、ご可決下さいますようお願いを申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくようお願い申し上げます。

日程第5 提出議案の説明

議長

日程第5 提出議案の説明を求めます。

総務課長。

丹総務課長

(朗読、説明省略：議第 79 号、80 号議案書のとおり)

日程第 6 議案審議

議長

日程第 6 議案審議に入ります。

お諮りします。

議事整理の都合上、質疑を議第 79 号の 1 件、議第 80 号の 1 件とに分けて行い、採決を 1 議案ごとに行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、質疑を議第 79 号の 1 件、議第 80 号の 1 件とに分けて行い、

採決を 1 議案ごとに行うことに決定しました。

それでは、議第 79 号に対する質疑を許します。

中村議員。

中村議員

2 番中村です。それでは議第 79 号の提案説明要旨の 2 ページにあります住民税非課税世帯などに対する 1 世帯あたり 5 万円を給付するという事について伺いたいと思います。

この住民税非課税世帯についてなんですが、町民税務課長に教えてもらいたいんですが、住民税非課税世帯、以前も住民税非課税世帯への給付金などあったようなんですがその時ある高齢者の方に言われました近隣に住む高齢者世帯、それからその方の高齢者世帯同じ 2 人暮らしで元々農業をやっている方々なんですけども、一方は農地を全て貸し出している方です。もう一方はそのまま継続して自分で農業をやっている方。以前の住民税非課税世帯の給付金があった時に農地を貸している方が対象にならなくて自分で農業を行って

の方が対象になったという話を聞きました。一般的に考えるとその逆なのかなと思ったんですが、おそらく最近農業はなかなか儲からない業種になっているので、それぞれの経費を除けば住民税かからないような所得になったというふうには、想像できるんですけども、実際そのような自分が農業をやっている方と農地を貸している方、わずかな差だと思うんですけども、そのようなケースはあり得るのかどうか、まずは説明をお願いします。

議長 町民税務課長。

町民税務課長

今の中村議員の質問にお答えいたします。今お話をお伺いしましたけども、その2つの世帯がどういった収入があるのか、他に収入があるのかという部分もあるかと思いますし、それぞれの収入状況そういったところを確認しないとなかなかはっきりした事は申し上げられないと思ひまして、様々具体的なケースがあるかと思ひまして、こういった場合はなぜ該当にならないのかと、そういった場合がございましたらこちらの方に具体的な内容を教えていただいて。

中村議員

同じだと仮定してあり得るかどうかだけお願いします。

町民税務課長

詳しい内容まで確認しないとわからないところもございまして、ということでよろしくお願ひいたします。

議長 中村議員。

中村議員

色々詳細まで確認しないとわからないという事なんですけども、勿論それは分かりますそこで私が言いたいのは住民税非課税世帯とギリギリ非課税世帯にならない方の差、わずかなことが今回も結構大きな金額、町の予算では無理な事業なんですけどもこれを見ますと1世帯あたり5万円ということで、住民税非課税世帯の方にとっては勿論大きい金額だ

と思います。そうすると、住民税というのは、所得によって分けがされていると思うんですけどもそれも細かく所得税の区分ていうのは細かくあって、それに控除とか色々な面も勘案された上での住民税非課税世帯、先ほど申し上げたケースは、両方とも高齢者の2人暮らしほとんど条件は同じです。ただ、違うのが農地を貸しているか、それとも自分で耕作しているか、主にそれしか違わないということで、実際はそれほど大きな違いはない。そこで今回の国からの支援なんですけども5万円というのは、わずかな差で5万円というのは、対象にならなかった人にとっては、ちょっと納得できないなという感覚、私も思います。

やはりそういうふうなことを考えると、今回は、なかなか対応するのは難しいと思いますけども、今後このような分けあった場合は、例えば所得、わずかな所得で住民税非課税世帯にならなかったというラインがあると思います。そのラインの方々に半額なり1/5なり町の予算でいくらか手当をした方がいいんじゃないかと、もしかしたらこの5万円によって、住民税非課税世帯の方とギリギリならなかった方、これ逆転するケースもあり得ると思います。逆転とか言い方悪いんですけども、そのような事を考えると住民税非課税世帯であっても、住民税わずか掛かったとしても、所得わずかあったとしてもそれぞれ段階順にうまく納得ができるようなやり方がいいんじゃないかと思えますけども、これは国の支援なのでどうしようもないということで、1つは県に要望するとか、後は町の単独予算もありますけども、この辺のあんまり分け、ざっくり分けというのは、なかなかどうかなと、その時の高齢者の話を聞いて思ったところです。今後について町長から、例えば今後国や県ではこういうやり方が多いと思うんですけども、もうちょっと色々な方々にとって納得できるやり方というのも考えられると思うんですけども、このケース以外でも結構なんで、何かしら支援が考えられないか、お話を聞きたいと思うんでよろしくお願ひします。

議長 町長。

町長

ただ今中村議員のお話、やはりうなずけるところもあるなというふうにお聞きしました。ただ中村議員も理解されている通りこの制度自体国の制度だということで補助要項に則った形での措置であり、今回の対応だということになりますけども、今後という事を考えた場合に先ほどの非課税世帯とそれをギリギリクリアと言いますか、その世帯でさほど違わないのに対象になって給付 5 万円或いはゼロということが出てきてしまうということが実状としてあると思いますが、その辺ボーダーラインというのは、どこまでをボーダーラインとするかということもあるかと思いますが、そこら辺はもしかすると国の制度はこうだけれども、おそらく県に要望と言ってもなかなか難しいと思うのでそこら辺は町の裁量で若干その柔軟な部分と言いますか、それを上乘せするなりという制度は十分検討に値するかなとお聞きしました。今回の制度は制度としてさせていただきます。が、次年度以降もこういったことで、様々な支援策がでてくるとは思います。そういった時に町なりに若干柔軟な対応いうところでやっていける範囲がどこまでかと、確かに難しい部分はありますが、言われるところも理解できる場所でもありますので十分検討していく材料にはなるかなと思ったところです。あと、非課税世帯とそうでない世帯、中村議員例えば2つの世帯を例に上げましたけどもこちら申告に基づいて最終的には非課税世帯であり、納税世帯となりますので、こちらが今回対応を含めて町側でそこら辺をどうにかして出来るものではないという部分もありますので、非課税でない世帯は、様々な控除対象者もありますし、控除対象額もありますのでなかなか同じような世帯と思われても若干内容が違って、方や非課税世帯でありそうでないということもありますので、なかなかいわゆる単純明確に2世帯はこうだということを難しい面も確かにあると思いますが、先ほどのお話に戻りますが、今後といった場合にギリギリと言いますかそういう世帯について何らかの支援ということは検討に値するかなとお聞きしましたので、そこら辺も今後検討材料にさせていただきますと思います。

議長 中村議員。

中村議員

検討いただくということで、なかなか予算的厳しい状況にある中で町単独というのはなかなか難しいと思うんですけども、1つ見方を考えれば町として住民税非課税世帯を増やしたいのか、或いはわずかでもいいんで所得を上げてもらいたいのかという事を考えればやはり所得を上げてもらうような考え方が優先されると思います。

先ほど申し上げた例を申しますと、自分で耕作している方が赤字で、田んぼを貸している方が黒字これで住民税非課税世帯に分けられるとすれば、何とか耕作をしてプラスになるような施策を考えて行くとか、そういう面でも結果的には住民税非課税世帯の数を減らしながらわずかでも課税になる方を増やす。最近インボイスなんかで考え方が変わってくるんですけども消費税の課税1千万が区分けなんですけども1千万ギリギリいかない農家が結構いるらしいです。色んなテクニックがあるそうなんですけども、これでいいのか、その農家の方にとっては良いと思うんですけども、町にとってはどんどん収入を上げてもらって1千万どころではなく、2千万、3千万最近法人増えていますので、収入を増やしてもらうようにさらに申し上げれば農家、消費税の掛からない農家ではなくって、消費税が課税になる農家を増やしていければ町にも消費税一部入ってくるのではなかったですか。そういうふうな財政面を考えるとやはり、高齢者が行っている農業も守らなければなりませんけども、1つの区分として1千万を超えるような農家を増やしていった方が今後町の財政にとっては有意になると現実そのような農家、金山少ないんでできる限り高齢者にも頑張ってもらいたいんですが、そういうことを考えれば、税金とかそういうことはあんまり考えないようにして頂きながらどんどん収入を増やしていくという考え方、先ほどの住民税非課税世帯を考える上でも一つ考え方があった方がいいのではないかと、全体を考えればですけども、今後こういった施策があった場合に色々検討してもらうようにお願いして質問を終わります。

議長 他に質疑ありませんか。星川議員。

星川議員

8番星川です。議第79号一般会計補正予算12.13ページの歳出2款1項のシェーネスハイム金山宿泊キャンペーンこれについてなんですが、6月からランデブーのキャンペーンということで、1回目500万円の予算、補正1回しまして400万合計900万の予算をとりました。かなり人気の商品ですので、売り切れ、売り切れと出てくるんでしょうけども、これまで6月から始めてホテル、ホテルだけでないんですけども神室振興公社の収入というのは、どういうふうに変化したのか、分かりましたらお願いします。食事もするでしょうし、お土産も買う、それなりに人数きていますので買うと思いますので、わかっただけでいいのでお願いいたします。

議長 川崎産業課長。

川崎産業課長

まずは、ホテルシェーネスハイム金山の昨年度と今年度の比較についてご説明いたします。神室ランデブーが始まったのが6月10日ごろからだったんですけども、4.5月に関しましては客室稼働率が、今年に関しては17%とか、5月は31%で前年度月はそれぞれ7%と19%ですのでその段階でランデブーの効果ではなくって通常ベースでお客さんが例年より入り込んでいるなという感覚がございました。

実際ランデブーを行った6月以降の状況でございますが、6月に関しましては、客室稼働率で、約41%ほど前年が22%ぐらいですので約倍増しております。8月に関しましても稼働率48.9%約49%前年度月で26.4%ですので倍増まではいきませんが大分改善されております。9月に関しましても46.8%前年が25%ほどですのでホテルに関しましては非常効果が見えるというふうに把握しております。

一方で、ホットハウスに関しましては、ほぼ昨年と同じ程度、若干少なめになっております。1つの要因といたしましては、4月から価格を上げたことで、年度末に駆け込みで回数

券は前の価格で買った物もそれ以降も使えるようになっておりますので、そういった駆け込みで回数券を多く買った方も実際おりますのでそういった関係ではないかと分析しております。ホテルと温泉につきましては以上のような状況です。

議長 星川議員。

星川議員

ランデブーにつきましては、前回私が質問したように、アンケートをとったらどうかという事で、簡単なアンケートはとったという事で自由記述のところで大変満足しましたと、またランデブーのキャンペーンやって下さいという声も凄く多くって良かったと思うんですけども、今回の町長の提案説明のところで閑散期となる今後の対応分、今までの分は完売していて今後の例えば申し込みがあるとすれば、逆に繁忙期だと思うんです。11月、12月キャンペーンが確か1月の終わりまでだったと思うんですが、これから年度末にかけて、紅葉とか、あと忘年会とか、コロナの状態ちょっとわからないんですが、通常であれば繁忙期になるわけですね、繁忙期に売り切れになる可能性があるわけですよ。1月31日まで、好評なので又、追加するのかそれとも閑散期と言うならば、追加して900万使ったこれは、好評につき終了しました、ということで本当の閑散期1月のお正月過ぎ、2月これ本当ホテルも困っていると思います。そういう話も副支配人の方から聞いてましたので、もしこれ350万を、私は賛成です。でも投入するのは本当の閑散期の方にはどうかと、10月11日から全国旅行割というのも始まっていますそちらが利用できるのもので、閑散期に全国旅行割が山形県はそのお金の出し方が、分散するというふうに聞いてますのでその閑散期の時に併用できるようにランデブーと旅行支援割をそっちの方に投入した方が良いんじゃないかというふうに今聞いて先ほどの説明を聞いて思いましたがいかがでしょうか。

議長 川崎産業課長。

川崎産業課長

今現在の考え方といたしましては神室ランデブーも全国支援割も重複して恩恵を受ける

ことができますので、ただ、神室ランデブーを最初に適用させてその残金を国の旅行支援という仕組みになります。ですので今は重複して神室ランデブーは1月末まで全国旅行支援は12月20日までとなっておりますのでその辺現場の方とも相談して今、ご意見ありましたように、例えば全国旅行支援金額は200万ほどしか配分がなっておりませんので、そちらはそちらで消化、終わった後にランデブーを消化するということも考えられるかもしれませんが、そこら辺のやり方は今後少し検討させていただければと思いますが、ただ、神室ランデブーの方もコロナ交付金を使っての事業の手前、一応は1月末できらせて頂かないと事務的に国への全体の申請だったり、実績を押さえての補助金の申請とかもありますのでそこを1月末から2月末まで伸ばせるかどうかを総合政策とも相談しなければいけませんのでそういった面も含め協議をさせていただいて、まずは今回提案させていただいたお金を有効に使っていければというふうに思います。よろしくお願ひします。

議長 星川議員。

星川議員

この本当にもっと予算が投入出来れば閑散期の方にも有効なんでしょうけどもし、予算がなければこちらの本当の閑散期の方に投入した方が良いのではないかと急に思いつきましたんで、ご提案させていただきました。検討よろしくお願ひしたいと申ひます。質問を終わります。

議長 他に質疑ありませんか。早坂議員。

早坂議員

9番早坂であります。町長の提案説明の中で議第79号質問したいと申ひます。議運の中で健康福祉課長からも説明あったんですけども新型コロナ年内にオミクロンの接種があるという話でありますけども、なかなか金山の町内でもコロナの感染が治まらない色々な流れがあるからだろうと思っておりますけども、当然ながら5回目となるとかなり打ってきたんだなという感じがしないでもないんですけども、これですね、基本的には段々と接種

している人が人数が減ってきている感じであります。全国的にそうだと思います。そうなった場合には当然ながら国でいくら計画をたてても接種しないとすれば当然辞めざるを得なくなる、切り替えるというふうな政策になるはずですので、5回目打っている方は半分ぐらいおりますけども基本的には色々事情があつて3回とか、そういう方もおられますが実際問題、接種する人口が段々少なくなる可能性もありますので、いつまでも無料で接種をするという国の政策はおそらく近じか見直される可能性もあるのかなという見通しでありますけども、現段階ではどうなんですか、国の方針というか、オミクロンの接種をした場合のその後の流れというのはどういうふうに国から説明とかあるのか、それをお聞きしたいと思います。

議長 正野健康福祉課長。

健康福祉課長

ただ今早坂議員からご質問いただいた件につきましては、無料でも接種期間については、現段階では、令和5年の3月31日ということで特例臨時接種期間ということでこれは、国の方から発表がされております。ただ、この年内にオミクロン対応のワクチンを極力打つようにというような厚生労働省からの指示なんですけども、その後6回目とか7回目とかその後の例えば令和5年度4月以降の方針につきましては、今のところ全く国の方から報告、指示方向性も出ておりませんので、これで次第報告させていただきたいと思います。以上です。

議長 早坂議員。

早坂議員

なかなかこういう小さな町ですら、感染がなかなか落ち着かないというような感じでありますので非常にこの先不安な環境にでてくるのかという感じがしないでもないんですが、いずれにしても当然ながらお金出さなくなってくると大変なお金が掛かると思うんですけど、それでもなりたくないという方はやると思うんですけども、そうなると当然インフル

エンザと同じような扱いになる可能性があります。そうした場合にいち早くそういうものをキャッチ情報を得てですね、接種なかなかしてこなかった人達に少しでも最終的な無料の段階でやっていただけるような当然ながら「最後ですよ」とそういう情報を流すことも私は大事だと思うんです。

そうした場合に「これは困った最後だばやらざるを得ない」というような流れになるかと思しますので、当然ながら1人でも少なく感染者を抑えるということが非常に大事なことでありますので、是非そういう情報を得て早めに、なかった接種できない、接種を嫌う方にもしていただける最終的な無料接種の情報を得て、多くの方或いは、全員の方にしていただけるという方向性にしていただきたいと思います。以上で終わります。

議長

ほかに質疑はありませんか。

ないようですので、これで議第79号に対する質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議第79号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成。

議第79号は、原案のとおり可決されました。

次に議第80号に対する質疑を許します。

質疑はありませんか。柴田議員。

柴田議員

5番柴田でございます。議第80号ですね、設置型デジタル式汎用X線透視診断装置の取得についてでございますが、これ医療機器でございますので当然時期的なものがあるって更新するわけですが、この辺今更ながらかと思われるところですが、国の補助金がどの位で、何千万もするものなので、あとこの会社だけなのか、ある程度比べてみた入札といひますか、そういったものなのかをちょっとお聞きしたいと思ひます。

議長 診療所事務長。

診療所事務長

それではただ今のご質問にお答えいたします。この設置型デジタル式汎用X線透視診断装置につきましては、主に健康診断での胃の検査や異物混入など急患に対応している機器でございます。柴田議員おっしゃる通り当診療所に必要不可欠な医療機器となっております。こちらにつきましてはの財源でございますけれども、入札しまして先ほど申し上げました通り落札金額2,178円、財源といたしましては、県の補助金医療施設整備等整備補助金825万円を充当してございます。その他過疎対策債といたしまして、1,350万円を充当いたしまして残りの3万円を繰入金とする予定でございます。

なお、入札の状況につきましては、指名で4社指名させて頂きまして、当日1社辞退いたしまして3社で入札してございます。以上でございます。

議長 柴田議員。

柴田議員

事務長から説明をいただきました。単純なような質問になりましたが、金額的に当診療所でも今後色んな医療機器が必要とされると思ひますので、今4社ぐらいの方々が入札に入って指名入札となったというふうになっておりますが、当然こういった器械のことについては、町でもいくらなのかということ、その辺で買うものと違ってわからないものですのでその辺も、なおですね、なお慎重に医療機器を購入していただきたいということ、強く要望しまして終わります。

ほかに質疑はありませんか。

ないようですので、これで議第 80 号に対する質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議第 80 号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成。

よって、議第 80 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 7 閉会

議長

これで、本臨時会の日程は全て終了しました。

これをもちまして、令和 4 年 10 月金山町議会臨時会を閉会します。

どうもご苦勞様でした。

(10時52分)

地方自治法第123条の規定により署名する。

議 長

署名議員

署名議員